

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

学校給食は、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達のため、安全安心で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の保持・増進を図るとともに、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるために重要な役割を担ってきた。

学校給食の経費負担については、学校給食法において、給食の実施に必要な施設・設備に要する経費や人件費等の運営費は学校の設置者が負担し、食材費については保護者の負担とされている。

昨今の世界的な資源、原材料費高騰による物価上昇は子育て世代へ大きな影響を与えており、経済的に苦しい状況にある保護者も増加している。

そのような中、国が異次元の少子化対策を講じるとの方針を示したことで、学校給食費の無償化へ向けた議論も高まり、子育て支援や少子化対策として、学校給食費の無償化を打ち出す自治体が増え始める一方で、財政状況への懸念から実施に踏み切れない自治体も少なくなく、本市においても、地方創生臨時交付金を充当し、食材費の高騰による価格上昇分を支援してきたところであるが、自治体の財政状況によって地域間格差が生じ得る点は無償化の大きな問題ともされている。

自治体の財政状況や家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちに安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供することは、心身の健やかな成長に欠かせないものであり、国が進める子育て支援や子どもの貧困対策にも大きく寄与するものと考えられる。

国は、次元の異なる少子化対策の実現に向けて令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」で、学校給食費の無償化の実現に向けて、自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、具体的方策を検討する旨を示した。

よって、国におかれては、子どもたちの健やかな成長と子育て世代への経済的負担軽減のため、国の財政負担により学校給食費無償化が可能になるよう関係法令の整備と自治体への財源確保を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月18日

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣